

中山間地域等直接支払制度に係る最終評価について

I 目的

最終評価は、実施要領第13並びに運用第18に基づき、市町村段階、都道府県段階並びに全国段階において、集落協定及び個別協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項等について行い、制度全体の見直し等に活用することを目的とする。

II 評価等の実施

1 評価の対象

交付金交付の評価対象は、集落協定及び個別協定（以下「集落協定等」という。）に規定する以下の事項とする。

- (1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項
- (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項（個別協定を含む）
- (3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（個別協定の農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を含む）
- (4) その他協定締結による活動（個別協定を含む）

2 評価の方法

市町村段階と都道府県段階の評価は、中間年評価の結果（平成20年6月公表）及び平成20年度実施状況等（以下「実施状況等」という。）を踏まえて実施し、市町村においては市町村最終評価結果書（参考様式1）を都道府県においては都道府県最終評価結果書（参考様式2）に取りまとめるものとする。

(1) 交付金交付の効果等

ア 市町村段階

市町村は、以下の項目毎に交付金交付の効果等を取りまとめるものとする。

① 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項

運用第7の1の(3)のエに定める「集落マスタープラン」の効果等については、以下の②～④の活動が、運用第7の1の(3)のエの(ウ)に定める「集落の5年間の活動工程表」に則して、平成21年度までに計画的に実施されることにより生じる効果等を取りまとめるものとする。

② 農業生産活動等として取り組むべき事項

運用第7の1の(3)のウに定める「農業生産活動等として取り組むべき事項」については、「耕作放棄の防止等の活動」（必須）、「水路・農道等の管理活動」（必須）、「多面的機能を増進する活動」（選択的必須）毎に、地域特性に応じた具体的なデータ等を活用して、それぞれその活動により生じる効果等を取りまとめるものとする。

③ 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

運用第7の1の(3)のオに定める「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」については、「農用地等保全体制整備」（必須）、「A要件」（選択的必須）、「B要件」（選択的必須）毎に、地域特性に応じ

た具体的なデータ等を活用して、それぞれその活動により生じる効果等を取りまとめるものとする。

④ その他協定締結による活動

上記②～③以外の活動については、それぞれの活動により生じる効果等について、地域特性に応じた具体的なデータ等を活用して、活動により生じる効果等を取りまとめるものとする。

特に、集落機能の活性化については、本制度の実施により結果的に発生した効果等として取りまとめるものとする。

なお、実施要領第6の3の(2)のイに定める加算措置については、上記と同様に効果等を取りまとめるものとし、その他の欄に記載する。

イ 都道府県段階

都道府県は、市町村から報告のあった評価結果を踏まえて、上記アの①～④の項目毎に交付金交付の効果等を取りまとめるものとする。

(2) 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

ア 市町村段階

市町村は、実施状況等及び上記(1)のアで取りまとめた交付金交付の効果等の検証を踏まえて、市町村において認識している制度の課題等を取りまとめるものとする。

イ 都道府県段階

都道府県は、実施状況等及び上記(1)のイで取りまとめた交付金交付の効果等の検証を踏まえて、都道府県において認識している制度の課題等を取りまとめるものとする。

(3) 評価結果

ア 市町村段階

市町村は、上記(1)のア及び(2)のアで取りまとめた結果を踏まえ、上記(1)のアの①～④の項目毎に本制度の有効性等を検証し、評価結果を取りまとめるものとする。

その際、中間年評価において「要指導・助言」(「中山間地域等直接支払制度に係る中間年評価及び平成19年度実施状況調査の実施について」

【平成19年9月20日付け19農振第1099号農林水産省農村振興局整備部地域整備課長通知】参照。)と評価された集落協定等の目標達成の見込み等についても併せて評価する。

イ 都道府県段階

都道府県は、上記(1)のイ及び(2)のイで取りまとめた結果を踏まえ、上記(1)のアの①～④の項目毎に本制度の有効性等を検証し、都道府県としての評価結果を取りまとめるものとする。

その際、中間年評価において市町村が「要指導・助言」と評価した集落協定等の目標達成の見込み等の状況についても併せて評価する。

(4) 総合評価

ア 市町村段階

市町村は、上記（３）のアの評価結果（効果、課題等）を踏まえて、本制度の有効性（耕作放棄の発生防止・解消、農業生産活動の維持を通じた多面的機能を確保、集落機能の活性化等）を総合的に評価するとともに、その結果を別紙の区分から選択して区分欄に記入するものとする。

なお、区分欄の「G（その他）」を選択した場合は、具体的な内容を備考欄に記載する。

イ 都道府県段階

都道府県は、上記（３）のイの評価結果（効果、課題等）や評価を取りまとめる過程で各種説明会・ホームページ等を活用して聴いた都道府県民の意見等を踏まえて、本制度の有効性（耕作放棄の発生防止・解消、農業生産活動の維持を通じた多面的機能を確保、集落機能の活性化等）について総合的に評価するとともに、その結果を別紙の区分から選択して区分欄に記入するものとする。

(5) その他（特徴的な取組事例）

ア 市町村段階

市町村は、市町村内で取り組まれている集落協定等の中で、地域の特性に応じた特徴的な取組事例（１事例）を取りまとめる。

イ 都道府県段階

都道府県は、市町村から報告のあった特徴的な取組事例の中から、都道府県の中山間地域農業の特性を考慮して２～３事例を簡潔に取りまとめる。

3 報告期限等

(1) 市町村段階

市町村長は、市町村が取りまとめた市町村最終評価結果書について、平成21年3月末日までに都道府県に報告する。

(2) 都道府県段階

都道府県知事は、都道府県が中立的な第三者機関の検討・評価に付したうえで取りまとめた都道府県最終評価結果書（市町村最終評価結果書の写しを添付）について、平成21年5月末日までに地方農政局を經由して農村振興局長に報告する。

なお、都道府県が評価結果を取りまとめる過程においては、各種説明会やシンポジウム、ホームページ等を活用するなどして、都道府県民の幅広い意見を聞くよう努めるものとし、極力、その反映に努めていただきたい。

(以上)

(別紙)

中山間地域等直接支払制度の総合評価の区分について

区分	総合評価の結果
A	・ おおいに評価できる。
B	・ おおむね評価できる。
C	・ やや評価できる。
D	・ さほど評価できない。
E	・ ほとんど評価できない。
F	・ 全く評価できない。
G	・ その他

【参考様式 1】

〇〇市町村最終評価結果書

1 実施状況の概要

- (1) 協定数 〇〇
- (2) 交付面積 〇〇 h a 【うち集落協定 〇〇、個別協定 〇〇】
 【対象農用地面積 〇〇 h a、交付面積率 〇〇%】
 【地目別面積内訳 田：〇〇 h a、畑：〇〇 h a
 草地：〇〇 h a、採草放牧地：〇〇 h a】
- (3) 交付金額 〇〇千円 【うち共同取組活動分：〇〇千円、個人配分分：〇〇千円】

2 交付金交付の効果等

項目	効果等
<p>(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項</p>	<p>※ 市町村内の集落協定において、下記の(2)～(4)の事項が、「集落マスタープラン」の「集落の5年間の活動工程表」に則して、21年度までに計画的かつ着実に実施されることによって生じる効果等（計画的にステップアップが図られた等）について記載する。</p> <hr/> <p>① 要指導・助言協定数 ●●協定 ② 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 ●●協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 ●●協定</p>
<p>(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項</p>	<p>・耕作放棄の防止等の活動</p> <p>※ 市町村内において、交付金の交付によって農業生産活動等が維持されることにより生じる「耕作放棄の防止等の活動」の効果等について、交付金交付面積、農振農用地への編入面積、既耕作放棄地の復旧面積、鳥獣害防止面積（中間年評価のアンケート結果）、交付金を交付していない地域との耕作放棄率の比較などの地域の特性に応じた具体的なデータ等を活用して記載する。 なお、以下の①～③の項目については、必須として活用する。 ※ 個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。 その際、以下の①～③の項目は、【 】に内数で面積等を記載する。</p> <hr/> <p>① 交付金交付面積 ●● h a ② 農振農用地区域への編入面積 ●● h a ③ 既耕作放棄地の復旧面積 ●● h a</p> <p>・水路・農道等の管理活動</p> <p>※ 市町村内において、交付金の交付によって農業生産活動等が維持されることにより生じる「水路・農道等の管理活動」の効果等について、水路・農道等の管理延長、その他施設の管理数、管理作業回数の変化（中間年評価のアンケート結果）などの地域の特性に応じた具体的なデータ等を活用して記載する。 なお、以下の①～②の項目については、必須（実施している場合のみ）として活用する。 ※ 個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。その際、以下の①～②の項目は、【 】に内数で距離等を記載する。</p> <hr/> <p>① 水路の管理延長 ●● k m ② 道路の管理延長 ●● k m</p> <p>・多面的機能を増進する活動</p> <p>※ 市町村内において、交付金の交付によって農業生産活動等が維持されることにより生じる「多面的機能を増進する活動」の効果等について、周辺林地の草刈り面積、市民農園の開設・運営面積、棚田オーナー制度取組面積、中間年評価のアンケート調査の結果など地域の特性に応じた具体的なデータ等を活用して記載する。 なお、以下の①～②の項目については、必須（実施している場合のみ）として活用する。 ※ 個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。その際、以下の①～②の項目は、【 】に内数で面積等を記載する。</p> <hr/> <p>① 周辺林地の下草刈り ●● h a ② 都市農村交流 ●● h a （市民農園の開設、棚田オーナー制等）</p>

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動の体制づくり かつ生産の整備等に取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地等保全マップ 	<p>※ 市町村内の集落協定において、「農用地等保全マップ」に則して、21年度までに計画的に取り組むことによって生じた効果等（保全する農用地等の明確化が図られた等）について記載する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・A要件 	<p>※ 市町村内において、交付金の交付によって自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備としての取り組みにより生じる「生産性・収益性の向上」、「担い手育成」、「多面的機能の発揮」の取組について、機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、認定農業者の育成、新規就農者の確保、担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）、非農家・他集落等との連携などの地域の特性に応じた具体的なデータ等を活用して記載する。</p> <p>なお、以下の項目については、必須（実施している場合のみ）として活用する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ① 機械・農作業の共同化 ●● h a ② 高付加価値型農業の実践 ●● h a ③ 認定農業者の育成 ●● 人 ④ 新規就農の確保 ●● 人 ⑤ 担い手への農地集積 ●● h a (農作業の受委託を含む) ⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 ●● 戸 ・集落数 ●● 集落
	<ul style="list-style-type: none"> ・B要件 	<p>※ 市町村内において、交付金の交付によって自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備としての取り組みにより生じる「集落を基礎として営農組織の育成」、「担い手集積化」の取組について、集落営農組織の育成数、担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）などの地域の特性に応じた具体的なデータ等を活用して記載する。</p> <p>なお、以下の項目については、必須（実施している場合のみ）として活用する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ① 集落営農組織の育成 ●● h a ② 担い手集積化 ●● h a
(4) その他協定締結による活動	<ul style="list-style-type: none"> ・集落機能の活性化 	<p>※ 市町村内において、交付金の交付によって農業生産活動等が維持されることにより生じる「集落機能の活性化」の効果等について、話し合い活動、住民間の繋がり・女性活動・高齢者活動等の活発化（中間年評価のアンケート結果）などの地域の特性に応じた具体的なデータ等を活用して記載する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 	<p>※ 市町村内において、交付金の交付によって農業生産活動等が維持されることにより生じる上記以外の活動の効果等について、中間年評価のアンケート結果などの地域の特性に応じた具体的なデータ等を活用して記載する。</p> <p>※ また、市町村内において、取り組まれている加算措置については、それぞれの実施状況等のデータ等を活用して記載する。</p> <p>なお、以下の項目については、必須（実施している場合のみ）として活用する。</p> <p>※ 個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。その際、以下の項目は、【 】に内数で面積等を記載する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ① 加算措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模拡大 ●● h a ・ 土地利用調整 ●● h a ・ 耕作放棄復旧 ●● h a ・ 法人設立（特定農業法人） ●● 法人 ・ 法人設立（農業生産法人） ●● 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	※ 上記1及び2を踏まえて、今後、本制度を推進して行くうえで必要な見直し等のために、制度の基本的枠組みや運用上の課題について、地域の意見や提案等を具体的に記載する。 また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。
(2) 交付金交付の効果等	※ 同上。

4 事項毎の評価結果

事項	評価	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>※ 市町村内の集落協定において、下記の(2)～(4)の事項が、「集落マスタープラン」の「集落の5年間の活動工程表」に則して、21年度までに計画的かつ着実に目標達成が見込まれるかどうか、また、現行対策から導入した「集落マスタープラン」の効果等（活動対象が明確になる等）について評価結果を記載する。</p> <p>※ その際、中間年評価において「要指導・助言」（中間年評価のガイドライン参照）と評価された集落協定等が、どのように指導・助言、改善がなされ目標達成が見込まれるのか記載する。</p>	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>※ 市町村内において、交付金の交付によって農業生産活動等が維持されることにより生じる「耕作放棄の防止等の活動」、「水路・農道等の管理活動」、「多面的機能を増進する活動」について、上記2の効果等の有効性等の検証を踏まえ、市町村としての評価結果を記載する。</p> <p>※ また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。</p>	
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<p>※ 市町村内において、交付金の交付によって自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備としての取り組みにより生じる「農用地等保全マップ」、「A要件」（生産性・収益性の向上、担い手育成、多面的機能の発揮）、「B要件」（集落を基礎として営農組織の育成、担い手集積化）について、上記2の効果等の有効性等の検証を踏まえ、市町村としての評価結果を記載する。</p>	
(4) その他協定締結による活動	・ 集落機能の活性化	<p>※ 市町村内において、交付金の交付によって農業生産活動等が維持されることにより生じる「集落機能の活性化」について、上記2の効果等の有効性等の検証を踏まえ、市町村としての評価結果を記載する。</p>
	・ その他	<p>※ 市町村内において、交付金の交付によって農業生産活動等が維持されることにより生じる加算措置や上記以外の活動について、上記2の効果等の有効性等の検証を踏まえ、市町村としての評価結果を記載する。</p> <p>※ また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。</p>

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
(備考)	

6 その他（特徴的な取組事例） ※ 以下の様式に簡潔に記入する。

市町村協定名	〇〇県〇〇町〇〇協定 ^{ふりがな}			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
〇ha	水稻	〇〇		
交付金額	個人配分			〇%
〇万円	共同取組活動 (〇%)	〇〇手当		〇%
		〇〇防止、〇〇等管理費		〇%
		〇〇維持費		〇%
		〇〇		〇%
協定参加者	農業者〇人、〇〇法人、〇〇生産組織			
取組内容	【 ※ キャッチフレーズを記入する。 】 ※ 取組内容を簡潔に記入する。(3～4行程度)			
主な効果	※ 平成20年度までの主な効果を記載する。 ○ (目標〇ha、H20実績〇ha) ○ (目標〇人、H20実績〇人) ○ (目標〇円、H20実績〇円)			

【参考様式 2】

〇〇県最終評価結果書

1 実施状況の概要

- (1) 交付市町村数 〇〇
 (2) 協定数 〇〇 【うち集落協定 〇〇、個別協定 〇〇】
 (3) 交付面積 〇〇 h a 【対象農用地面積 〇〇 h a、交付面積率 〇〇%】
 【地目別面積内訳 田：〇〇 h a、畑：〇〇 h a
 草地：〇〇 h a、採草放牧地：〇〇 h a】
 (4) 交付金額 〇〇千円 【うち共同取組活動分：〇〇千円、個人配分分：〇〇千円】

2 交付金交付の効果等

項目	効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>※ 市町村の報告を踏まえて、都道府県段階で取りまとめ・評価する。 なお、以下の項目については、必須として活用する。</p> <p>① 要指導・助言協定数 ●●協定 ② 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 ●●協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 ●●協定</p>
(2) 農業生産等取り組むべき事項	<p>・耕作放棄の防止等の活動</p> <p>※ 市町村の報告を踏まえて、都道府県段階で取りまとめ・評価する。 また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。 なお、以下の項目については、必須として活用する。</p> <p>① 交付金交付面積 ●● h a ② 農振農用地区域への編入面積 ●● h a ③ 既耕作放棄地の復旧面積 ●● h a</p>
	<p>・水路・農道等の管理活動</p> <p>※ 市町村の報告を踏まえて、都道府県段階で取りまとめ・評価する。 また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。 なお、以下の項目については、必須として活用する。</p> <p>① 水路の管理延長 ●● k m ② 道路の管理延長 ●● k m</p>
	<p>・多面的機能増進する活動</p> <p>※ 市町村の報告を踏まえて、都道府県段階で取りまとめ・評価する。 また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。 なお、以下の項目については、必須として活用する。</p> <p>① 周辺林地の下草刈り ●● h a ② 都市農村交流 ●● h a (市民農園の開設、棚田オーナー制等)</p>
(3) 自律的かつ継続的な農業生産等整備に取り組むべき事項	<p>・農用地等保全マップ</p> <p>※ 市町村の報告を踏まえて、都道府県段階で取りまとめ・評価する。</p>
	<p>・A要件</p> <p>※ 市町村の報告を踏まえて、都道府県段階で取りまとめ・評価する。 なお、以下の項目については、必須として活用する。</p> <p>① 機械・農作業の共同化 ●● h a ② 高付加価値型農業の実践 ●● h a ③ 認定農業者の育成 ●● 人 ④ 新規就農の確保 ●● 人 ⑤ 担い手への農地集積 ●● h a (農作業の受委託を含む) ⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 ●● 戸 ・集落数 ●● 集落</p>
	<p>・B要件</p> <p>※ 市町村の報告を踏まえて、都道府県段階で取りまとめ・評価する。 なお、以下の項目については、必須として活用する。</p>

		① 集落営農組織の育成 ●● h a ② 担い手集積化 ●● h a
(4) その他協定締結による活動	・集落機能の活性化	※ 市町村の報告を踏まえて、都道府県段階で取りまとめ・評価する。
	・その他	※ 市町村の報告を踏まえて、取りまとめ・記載する。 また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。 なお、以下の項目については、必須として活用する。 ----- ① 加算措置 ・ 規模拡大 ●● h a ・ 土地利用調整 ●● h a ・ 耕作放棄復旧 ●● h a ・ 法人設立 (特定農業法人) ●● 法人 (農業生産法人) ●● 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	※ 市町村の報告を踏まえて、取りまとめ・記載する。 また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。
(2) 交付金交付の効果等	※ 市町村の報告を踏まえて、取りまとめ・記載する。 また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。

4 事項毎の評価結果

事項	評価	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	※ 市町村の評価を踏まえて、都道府県における本制度の有効性等について取りまとめ・記載する。	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	※ 市町村の評価を踏まえて、都道府県における本制度の有効性等について取りまとめ・記載する。 ※ また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。	
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	※ 市町村の評価を踏まえて、都道府県における本制度の有効性等について取りまとめ・記載する。 ※ また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。	
(4) その他協定締結による活動	・集落機能の活性化	※ 市町村の評価を踏まえて、都道府県における本制度の有効性等について取りまとめ・記載する。
	・その他	※ 市町村の評価を踏まえて、都道府県における本制度の有効性等について取りまとめ・記載する。 また、個別協定がある場合は、上記に準じて記載する。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
(備考)	

6 その他（特徴的な取組事例）

※ 市町村から報告のあった特徴的な取組事例の中から、都道府県の中山間地域農業の特性を考慮して2～3事例を簡潔に取りまとめる。（様式は自由）